## ■転出の手続き



### ①宮原小学校で転学の手続きをしてください

転学することが決まりましたら、まず最初に「いつごろ」「どこへ」を担任までご連絡ください。

- ・在学証明書
- · 教科用図書給与証明書
- ・氏名ゴム印

といった転学書類等を封筒に入れてお渡しします。

### ②最寄りの支所や呉市役所で住民票の転出手続きをしてください

最後に登校した日の翌日以降に, できるだけ早く手続をお願いします。

(市内転出の場合は宮原小学校で受け取った「在学証明書」を提示し,「入学通知書」を受け取ります→④へ)

### ③転出先市町の市・区役所(支所)で住民票の転入手続きをしてください

宮原小学校で受け取った「在学証明書」を提示し、新しい学校への「入学通知書」を受取ります。

※教育委員会にて、入学通知書を受取る市町もあります。

# ④すみやかに転学先の学校において、手続きを完了してください

・市・区役所等で受け取った「入学通知書」

≺・宮原小学校で受け取った「在学証明書」,「教科用図書給与証明書」,「氏名ゴム印」といった │ 転学書類等(封筒に入っています)

→これらを転学先の学校へ必ず提出してください。

事前に転出先の学校へ連絡を しておくとよいです。

#### ■お願い

- ○教科書は市町ごとに選ばれていますが、同じ教科書会社の場合は続けて使います。<u>転居のと</u>きは全ての教科書を必ず持っていってください。
- 休業中に転学される場合・・・ 転学先の学校へは、すみやかに書類等持参し、休業中でも早めに事務手続きを してください。
  - ※ <u>特に年度末・年度初めの休業中に転学される場合や連休中の転学の場合は</u> クラス数が変更になる場合がありますので、早めのご連絡をお願いします。